

知事等の期末手当の特例に関する条例案に対する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、同法第14条第6項、第13条第2項及び神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第3項の規定により報告します。

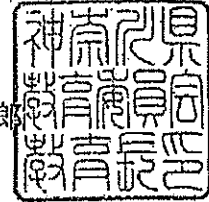
令和2年5月26日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎

総第14号
令和2年5月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎



知事等の期末手当の特例に関する条例案に対する意見の申出に
ついて (回答)

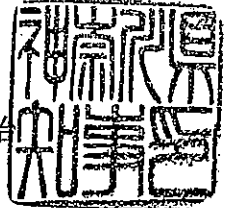
令和2年5月7日付け人第1219号で照会のありました標記のことについては、
標記条例案の内容により、条例制定の手続きを進めていただきたく、回答しま
す。

問合せ先
教育局総務室
人事グループ 齋藤
内線8037

人 第1219号
令和2年5月7日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



知事等の期末手当の特例に関する条例案について（照会）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の期末手当の特例に関する条例案を、令和2年5月の県議会第2回定例会に提案する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、これに関する貴委員会の意見をお聴きします。

問合せ先
総務局組織人材部人事課
管理・給与グループ 松田
内線 2158



(案)

知事等の期末手当の特例に関する条例

(知事及び副知事の期末手当の特例)

第1条 知事に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 副知事に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の期末手当の特例)

第2条 教育長に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(常勤の監査委員の期末手当の特例)

第3条 常勤の監査委員に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(公営企業管理者の期末手当の特例)

第4条 公営企業管理者に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(特別職の秘書の期末手当の特例)

第5条 特別職の秘書に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）第5条第2項の規定にかかわらず、

同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事等の期末手当の特例に関する条例（平成25年神奈川県条例第83号）は、廃止する。

知事等の期末手当の特例に関する条例の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の特別職を対象として給与を減額するため、所要の定めを行う。

2 条例の概要

(1) 期末手当の減額率

区分	期末手当の減額率
知事	20% (15%)
副知事	15% (13%)
公営企業管理者	10% (10%)
教育長	10% (10%)
常勤の監査委員	10% (10%)

※ ()は、平成25年7月1日施行「知事等の期末手当の特例に関する条例」にて定めた減額率。(今回廃止)

(2) 実施時期

令和2年6月及び12月の期末手当

3 施行期日

公布日施行